

平成25年4月2日

第2476号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 火薬類製造保安責任者等の試験事務を行う指定試験機関の名称の変更（152・資源エネルギー産業課）…… 1
- 基本測量終了の通知（153・建設政策課）…………… 1
- 都市計画の変更による送付図書の縦覧（154・都市計画課）…………… 1
- 建設業の許可の取消し（155・雄勝地域振興局総務企画部）…………… 2

公 告

- 土地改良区の定款変更の認可（山本地域振興局農林部）…………… 2
- 県営土地改良事業計画の決定（秋田地域振興局農林部）…………… 2
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（仙北地域振興局農林部）…………… 2
- 土地改良区の定款変更の認可（平鹿地域振興局農林部）…………… 3

教育委員会告示

- 秋田県指定有形民俗文化財の指定解除（7・文化財保護室）…………… 3

公安委員会告示

- 技能検定員審査の実施（25・運転免許センター）…………… 3
- 教習指導員審査の実施（26・運転免許センター）…………… 4
- 技能検定員審査の実施（27・運転免許センター）…………… 5
- 教習指導員審査の実施（28・運転免許センター）…………… 6
- 施設警備業務に係る検定の実施（38・生活安全企画課）…………… 8

告 示

秋田県告示第152号

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第45条の7第2項の規定により、指定試験機関社団法人全国火薬類保安協会から次のとおり名称を変更する旨の届出があったので、同法第53条第2項第3号の規定に基づき、公示する。

平成25年4月2日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 変更後の指定試験機関の名称 公益社団法人全国火薬類保安協会
- 2 変更の年月日 平成25年4月1日

秋田県告示第153号

平成24年秋田県告示第422号の基本測量について、平成25年3月15日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成25年4月2日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県告示第154号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、横手市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年4月2日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 縦覧に供すべき図書
横手都市計画下水道（横手市公共下水道）の変更の総括図及び計画書
- 2 縦覧場所
秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課

秋田県告示第155号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成25年3月19日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
小田原建設株式会社
湯沢市字大島89番地の10
代表取締役 小田原 篤
秋田県知事許可（特-24）第797号
- 3 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に係る特定建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成25年3月19日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、能代市東土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年3月25日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月2日

秋田県副知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、秋田市外旭川字神田30佐藤國夫ほか14名から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（穴堰地区ため池等整備事業（用排水施設整備））計画書写し
- 2 縦覧期間
平成25年4月2日から同月30日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）
- 3 縦覧場所
秋田市外旭川地域センター

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、仙北市田沢湖若松堰土地改良区から次のとおり役員の新任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 退任理事の住所及び氏名

仙北市田沢湖卒田字荒町32	高 橋 達
〃 〃 〃 33	藤 井 龍太郎
〃 〃 字大石野204	高 倉 重 雄
〃 〃 字黒倉328	藤 原 勘 市
〃 〃 字戸狩野26	戸 村 純 孝
〃 角館町広久内字徳右エ門川原60	皆 川 英 一
〃 田沢湖神代字堂ノ西203	草 薨 文 雄
〃 田沢湖梅沢字森腰14-1	高 橋 光 悦
〃 〃 〃 281-1	樋 口 喜久栄
- 2 就任理事の住所及び氏名

仙北市田沢湖卒田字荒町32	高 橋 達
〃 〃 〃 33	藤 井 龍太郎
〃 〃 字中野109	細 川 修
〃 〃 字大荒田201-1	古 郡 喜久悦
〃 〃 字戸狩野26	戸 村 純 孝
〃 角館町広久内字徳右エ門川原60	皆 川 英 一
〃 田沢湖神代字堂ノ西203	草 薨 文 雄
〃 田沢湖梅沢字森腰14-1	高 橋 光 悦
〃 〃 〃 281-1	樋 口 喜久栄
3 退任監事の住所及び氏名	
仙北市田沢湖卒田字沖田13	真 崎 勇
〃 〃 字鹿ノ狩21	藤 井 義 廣
〃 〃 〃 51	草 薨 俊 一
4 就任監事の住所及び氏名	
仙北市田沢湖卒田字沖田13	真 崎 勇
〃 〃 字鹿ノ狩21	藤 井 義 廣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、十文字町土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年3月25日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

教 育 委 員 会 告 示

秋田県教育委員会告示第7号

次の秋田県指定有形民俗文化財が、平成25年3月12日付け文部科学省告示第27号により重要有形民俗文化財に指定されたことから、秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第27条第5項の規定により、同日付けで当該秋田県指定有形民俗文化財の指定を解除されたので、同条第6項の規定に基づき、告示する。

平成25年4月2日

秋田県教育委員会委員長 猪 股 春 夫

名 称	員数	所 在 地	所 有 者
阿仁マタギ用具	268点	北秋田市阿仁根子、阿仁打当、阿仁比立内、阿仁打当仙北渡道上ミ66番地1 北秋田市ふるさとセンター（マタギ資料館）、阿仁根子字根烈5-1 根子児童館	北秋田市、個人、(株)マタギの里観光開発、北秋田市教育委員会

公 安 委 員 会 告 示

秋田県公安委員会告示第25号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公示する。

平成25年4月2日

秋田県公安委員会委員長 柴 田 寛 彦

- 1 技能検定員審査の種類
 - (1) 技能検定員審査（大型二種）
 - (2) 技能検定員審査（中型二種）
 - (3) 技能検定員審査（普通二種）
- 2 技能検定員審査開始の期日及び場所
 - (1) 期日
平成25年5月7日（火）午前10時から
 - (2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者には、大型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（大型）を、技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者には、中型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（中型）を、技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者には、普通自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（普通）を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号に該当する者であるときは、審査申請書に、該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成25年4月8日（月）から同月12日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

(1) 技能検定員審査（二種）を受けようとする者は、21,850円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ21,850円から同表右欄の技能検定員審査（二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審 査 細 目	技能検定員審査 （二種）に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,450円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	7,800円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,700円
4 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,150円
備考 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、15,300円を減ずる。	

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）

秋田県公安委員会告示第26号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、公示する。

平成25年4月2日

秋田県公安委員会委員長 柴田 寛彦

1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査（大型二種）
- (2) 教習指導員審査（中型二種）
- (3) 教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査開始の期日及び場所

(1) 期日

平成25年5月7日（火）午前10時から

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 教習指導員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者にあつては、大型自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（大型）を、教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者にあつては、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（中型）を、教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（普通）を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号又は第5項第1号に該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成25年4月8日（月）から同月12日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

(1) 教習指導員審査（二種）を受けようとする者は、12,850円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,850円から同表右欄の教習指導員審査（二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審 査 細 目	教習指導員審査 (二種)に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,450円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,900円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,700円
備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、9,400円を減ずる。 2 審査細目の1、2及び3に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、12,100円を減ずる。	

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）

秋田県公安委員会告示第27号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公示する。

平成25年4月2日

秋田県公安委員会委員長 柴田寛彦

1 技能検定員審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型）
- (2) 技能検定員審査（中型）
- (3) 技能検定員審査（普通）
- (4) 技能検定員審査（大特）
- (5) 技能検定員審査（大自二）
- (6) 技能検定員審査（普自二）
- (7) 技能検定員審査（牽引）

2 技能検定員審査開始の期日及び場所

(1) 期日

平成25年5月7日（火）午前10時から

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第2項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成25年4月8日（月）から同月12日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

(1) 技能検定員審査（大型・中型）を受けようとする者にあつては、23,500円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ23,500円から同表中欄の技能検定員審査（大型・中型に係る額）に掲げる額を減じた額）とし、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては、19,650円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ19,650円から同表中欄の技能検定員審査（普通）に係る額）に掲げる額を減じた額）とし、技能検定員審査（大型・中型・普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては、14,500円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ14,500円から同表右欄の技能検定員審査（大型・中型・普通）以外の種類の技能検定員審査に係る額）に掲げる額を減じた額）とする。

審 査 細 目	技 能 検 定 員 審 査 (大・中型) に 係 る 額	技 能 検 定 員 審 査 (普通) に 係 る 額	技 能 検 定 員 審 査 (大・中・普通) 以 外 に 係 る 額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,150円	3,750円	1,300円
2 自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法	7,000円	6,400円	2,200円
3 教則の内容となっている事項	2,100円	1,850円	2,100円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	2,100円	1,850円	2,100円
5 技能検定の実施に関する知識	2,250円	2,000円	2,250円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	1,850円	1,950円	2,450円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（大型・中型）を受けようとする者にあつては14,100円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,050円、技能検定員審査（大型・中型・普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては4,550円を減ずる。

2 審査細目の3及び4に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（大型・中型）を受けようとする者にあつては4,550円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては3,900円、技能検定員審査（大型・中型・普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては4,550円を減ずる。

3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（大型・中型）を受けようとする者にあつては22,750円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては18,900円、技能検定員審査（大型・中型・普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては13,800円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、公示する。

平成25年4月2日

秋田県公安委員会委員長 柴 田 寛 彦

1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査（大型）
- (2) 教習指導員審査（中型）
- (3) 教習指導員審査（普通）
- (4) 教習指導員審査（大特）
- (5) 教習指導員審査（大白二）
- (6) 教習指導員審査（普白二）
- (7) 教習指導員審査（牽引）

2 教習指導員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日
平成25年5月7日（火）午前10時から
- (2) 場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 教習指導員審査の申請手続

- (1) 申請手続
 - ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
 - イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第4項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。
- (2) 申請書の受付期間及び受付時間
平成25年4月8日（月）から同月12日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 申請書の提出場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

- (1) 教習指導員審査（大型・中型）を受けようとする者にあつては、15,000円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ15,000円から同表中欄の教習指導員審査（大型・中型）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては、11,800円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ11,800円から同表中欄の教習指導員審査（普通）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、教習指導員審査（大型・中型・普通）以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては、9,450円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ 9,450円から同表右欄の教習指導員審査（大型・中型・普通）以外の種類の教習指導員審査に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審 査 細 目	教 習 指 導 員 審 査 （大型・中型）に 係る額	教 習 指 導 員 審 査 （普通）に係る額	教 習 指 導 員 審 査 （大・中・普通）以 外に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,150円	3,750円	1,300円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,450円	1,400円	1,500円
3 学科教習に必要な教習の技能	1,350円	1,300円	1,150円
4 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	1,450円	1,200円	1,250円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	1,450円	1,200円	1,250円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	1,350円	1,150円	1,150円

- 備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査（大型・中型）を受けようとする者にあつては8,600円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては6,100円、教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては3,850円を減ずる。
- 2 審査細目の4及び5に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査（大型・中型）を受けようとする者にあつては3,000円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては2,500円、教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては2,550円を減ずる。
- 3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査（大型・中型）を受けようとする者にあつては14,300円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,050円、教習指導員審査（大型・中型・普通）以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては8,700円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）

秋田県公安委員会告示第38号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により公示する。

平成25年4月2日

秋田県公安委員会委員長 柴田寛彦

1 検定を実施する警備業務の種別及び級並びに実施日時及び場所

(1) 学科試験

種別及び級	実施日時	実施場所
施設警備業務2級	平成25年7月5日（金） 午前9時30分から午前11時まで	秋田市寺内字神屋敷3番1号 秋田県青少年交流センター

(2) 実技試験

学科試験の合格者に対して、次のとおり実技試験を行う。

種別及び級	実施日時	実施場所
施設警備業務2級	平成25年7月31日（水） 午前9時30分から午後4時まで	秋田市寺内字神屋敷3番1号 秋田県青少年交流センター

2 定員

30人（先着順に受け付け、定員になり次第締め切る。）

3 受検資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 秋田県内に住所を有する者
- (2) 秋田県外に住所を有し、かつ、秋田県内の営業所に所属している警備員

4 受検申請手続

(1) 申請受付期間

平成25年6月3日（月）から同月7日（金）までの午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

申請者の住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出書類等

ア 検定申請書 1通

- イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚
- ウ 秋田県内に住所を有する者は、住所地を疎明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写し等）、若しくはその者が秋田県内に所在する営業所に所属していることを疎明する書面（営業所所属証明書）のいずれか1通
- エ 秋田県外に住所を有し、かつ、秋田県内の営業所に所属している警備員にあっては、当該営業所に所属していることを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通
- オ 代理人が提出する場合は、本人からの委任状 1通
- (4) その他
検定申請書の提出は、申請者又はその委任を受けた代理人によることとする。
- 5 手数料
16,000円
検定申請書を提出する際、秋田県収入証紙により納付すること。ただし、検定申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合には、手数料は返還しない。
- 6 受検票の交付
受検票は、検定申請書を提出した警察署で受検申請受理後に交付する。
- 7 検定の方法
学科試験及び実技試験により行う。
なお、学科試験に合格しなかった者については、平成25年7月31日（水）の実技試験を行わない。また、実技試験において、試験の途中に合格点に達しないこととなった者に対しては、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。
- (1) 学科試験の内容
ア 警備業務に関する基本的な事項
イ 法令に関すること。
ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験の内容
ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 8 その他
(1) 検定当日の受付時間は、午前9時から午前9時20分までとする。
(2) 検定受検時の携行品及び服装
ア 学科試験
受検票、筆記用具及び試験を受けやすい服装とすること。
イ 実技試験
(ア) 受検票、室内用の靴を持参すること。
(イ) 服装は、警備業に従事している者は、制服、制帽（ヘルメット可）とし、その他の者は、運動帽と作業服等活動しやすい服装とすること（ジャージ、Tシャツは不可）。
- (3) 検定についての不明な点は、秋田県警察本部生活安全企画課営業指導係（電話018-863-1111内線3043）に問い合わせること。